

令和元年  
第8回立川市農業  
委員会総会議事録

立川市農業委員会

## 令和元年第8回立川市農業委員会総会日程

日時 令和元年8月26日（月）午後3時

会場 208及び209会議室

- 1 開会
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 報告事項
  - (1) 事務報告
  - (2) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
  - (3) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- 4 議事
  - 議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
  - 議案第2号 引続き農業経営を行っている旨の証明について
- 5 その他
- 6 閉会

令和元年第 8 回立川市農業委員会総会

令和元年 8 月 26 日 (月)

立川市役所 208 及び 209 会議室

議席	氏名	議席	氏名
1 番	粕谷 秀夫 君	10 番	原島 和也 君
2 番	鈴木 豊 君	11 番	岩田 安雄 君
3 番	金子 波留之 君	12 番	粕谷 久敬 君
4 番	内野 英樹 君	13 番	長泉 芳雄 君
5 番	鈴木 和昌 君	14 番	清水 一幸 君
6 番	小峰 喜昭 君	15 番	藤野 浩司 君
7 番	山下 明 君	16 番	馬場 宏 君
8 番	島田 加美 君	17 番	梅田 守男 君
9 番	横幕 玲子 君		

事務局職員

局長 矢ノ口 美穂 君

次長 奥野 武司 君

主査 東深澤 貴行 君

主任 横井 雅司 君

午後 3 時 0 0 分 開会

議長 皆さん、こんにちは。ここでちょっと涼しくなりましたけれども、去年のデータを見ると、去年の今ごろは猛暑で 34～35 度にいつているんですね。37 度とか書いてありましたけれども、今年は暑いといっても 35 度にいくかいかないかぐらいで、今日あたりは 30 度を切っているぐらいで急に涼しくなって、朝も気持ちのいい風が吹いていて、秋めいてきたのかなというような季節になりました。

雨も多いときには多くて、降らなければ全然降らないということで、農作業もこれから作付けが始まる時期になりましたので、ぜひ頑張って作物をつくっていただければと思います。

また、9 月 6 日には、後で事務報告がありますけれども、果実品評会褒章授与式がございますので、見に来ていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、先ほど特定生産緑地の件につきまして、事前的に都市計画課長さんに来ていただきまして、進捗状況を御説明していただいたり、手続きに対してのトラブルがなかったとか、いろいろなことをお聞きいたしました。今のところスムーズにいつており、また農家の方も御理解をしていただいているようでございますことを報告させていただきます。

また、全員協議会が始まる前に都市計画課の方々がお見えになりまして、皆様の前で今までの進捗状況とか、これからの課題について、いろいろ御説明をしていただくことになっておりますので、何かありましたら、そのときに御質問していただければいいのかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、ただいまより令和元年 8 月、第 8 回立川市農業委員会総会を開会いたします。

本日は委員の過半数が出席されておりますので、立川市農業委員会会議規則第 6 条の規定により、本総会は成立してお

ります。

なお、本総会に付議すべき項目は、別紙のとおりでありますので、順次御審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは、座らせていただきます。

議長 初めに議事録署名委員の指名ですが、9番の横幕委員と10番の原島委員の御両名をお願いいたします。

それでは、報告事項であります。 (1) 事務報告、 (2) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出が今回は1件出ております。 (3) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出が今回は1件出ておりますので、一括して事務局より報告をお願いいたします。局長。

局長 それでは、まずはじめに報告事項の (1) 事務報告を行います。お手元の資料、縦長の事務報告を御参照ください。

8月8日(木)、農業委員・農地利用最適化推進委員研修。

8月15日(木)、現地調査。

8月26日(月)、令和元年第8回農業委員会総会。農業委員会全員協議会。

8月27日以降の予定でございます。

9月6日(金)、立川市果実品評会褒章授与式。

9月10日(火)、第2回農消連携会議。

9月12日(木)、第2回農地パトロール。

9月17日(火)、現地調査。

9月25日(水)、令和元年第9回農業委員会総会。農業委員会全員協議会。

事務報告は以上でございます。

続きまして、報告事項(2)でございます。お手元の横長の資料、第8回立川市農業委員会総会報告を御参照ください。

農地法第4条第1項第7号の規定による届出1件について

て御報告いたします。

申請人の氏名、住所、職業につきましては記載のとおりでございます。

農地の所在は上砂町4丁目の3筆。地目は、登記簿上が畑、現況が畑のものが2筆、雑種地のものが1筆。面積の合計は1,029㎡でございます。転用目的は住宅用地でございます。周辺略図を御参照ください。

続きまして、報告事項(3)農地法第5条第1項第6号の規定によります届出1件について御報告いたします。

譲渡人・貸付人、譲受人・借受人の氏名、住所、職業につきましては記載のとおりでございます。

農地の所在は砂川町1丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は1,055㎡。転用目的は住宅用地でございます。

周辺略図を御参照ください。

報告は以上でございます。

議長 ただいま報告がありました件について、何か質問等がありましたらお願いいたします。ございませんか。

……質疑なしの声

議長 質問がないようであれば、報告事項については、これで終了いたします。

次に、議案第1号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、今回は1件を議題といたします。

なお、申請者が別室にて待機しておりますので、事務局の報告や審議後に、議場にて制度の趣旨、農業継続などについての意思確認を行いたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。次長。

次長 説明いたします。農地等の相続税納税猶予に関する適格者証明ということでございます。総会議案の資料をごらんください。

現地調査を8月15日、申請者の立ち会いのもとに、会長、粕谷久敬委員、鈴木和昌委員、岩田委員、横幕委員、事務局で行いましたので、調査結果を報告いたします。今回は1件でございます。

議案第1号、農地等の相続人の住所・氏名については記載のとおりでございます。

特例農地は西砂町6丁目の1筆。

略図1をご覧ください。略図1は五日市街道沿いの自宅の北側に細長く延びる農地で、トマト、ナス、シソ、サトイモ、ネギなどの作付けが確認できました。

肥培管理は概ね良好でした。

農業従事者は、申請者と子ども夫婦で、適用申請農地の範囲も明確でした。

なお、砂川二番の方からも、今回、「適格者証明願」が提出されておりました。現地調査も行いましたが、納税猶予を受けたいとする範囲に隣家の屋根の先端がかかっているなど、その範囲に疑問が生じたところから、再検討をお願いいたしました。数日後、図面等を添えて申請面積を変更して再提出されましたが、納税猶予適用申請の税務署への提出期限にも間に合うということでしたので、再提出された内容に基づく現地調査を再度行った上で、改めて次回、9月の総会にお諮りしたいというふうに考えております。御承知いただきますようお願いいたします。

説明は以上です。

議長 調査を担当された委員から補足説明をお願いいたします。

補足説明、粕谷久敬委員、鈴木和昌委員、岩田委員、横幕委員の順にいきたいと思います。粕谷久敬委員。

12番 この方は御高齢で、息子さんが2人いらっしゃいまして、土曜日と日曜日の休みの日には農作業を手伝っているそうであり、畑等の耕うんもされておりました。圃場に関しましては、事務局から説明があったとおり、夏野菜のトマトや

ナスなどをきれいに栽培されておりまして、そのほかに草等もほとんど目立つことなく、非常にきれいな畑でした。空いている部分も、秋に向けてきれいに耕うんしてありまして、管理のいい畑でありました。

境界につきましても、全て確認できました。問題はないのではないかと思います。

以上です。

議長 続きまして、鈴木和昌委員、お願いいたします。

5 番 この方は、以前は市場出荷中心で行っていましたが、市場がなくなってしまったので、現在は親戚の家の軒先を借りて直売をしております。今、粕谷久敬委員もおっしゃいましたけれども、肥培管理が良好ですので、現状維持ができるのであれば、このまま継続できると思います。

以上です。

議長 続きまして、岩田委員、お願いいたします。

1 1 番 両委員のおっしゃったとおり管理良好で、全く問題ないと思います。

以上です。

議長 続きまして、横幕委員、お願いいたします。

9 番 今、皆さんがおっしゃったとおりです。特に問題はありませんでした。隣の屋敷のひさしがどうこうという話がちょっとわかりにくいところがあったんですけども。

議長 それは、この件ではなくて、次の件です。

今、説明がありました件で、何か御質問等がありましたらお願いいたします。ございませんか。

……質疑なしの声

議長 質問がないものと認め、証明書の発行を前提として、申請者に意思確認等を行いたいと思います。それでは、申請人を呼んでください。

〔申請人 着席〕

議長 今日はお忙しいところをお越しいただきましてありがとう

ございます。先日はお母さんとお会いしまして、いろいろ畑も見させていただきました。

簡単な御質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

申請人には、相続税納税猶予について十分御理解をいただいていると思うんですけども、農業委員会の総会において、改めて意思を確認させていただくために、今日は来ていただきましたので、御理解願いたいと思います。

農業委員会としては、相続税納税猶予制度が正しく運用されなければ、制度そのものが維持できなくなり、立川農業の発展はおろか、農地を存続させることすらできなくなってしまうと考えております。そこで農業経営に対する申請人の考えをお尋ねしたいと思いますので、よろしく願いいたします。最初に農業経営部会長、次に土地利用部会長の順に質問させていただきますが、簡単なことでございます。

それでは、梅田農業経営部会長、よろしく願いします。

17番 今日はどうも御苦労さまです。簡単な質問を2点ばかりします。

相続税の納税猶予制度は、東京など首都圏で農業経営を継続していく上でなくてはならない制度であると同時に、他の業種にはない特別な制度であります。この制度を申請された農地は生涯にわたり農業経営を行う義務があります。この長い期間、さまざまな理由により申請者自身で耕作することが困難になることも考えられますが、そのような場合でも農業経営は継続していかなくてはなりません。仮に申請者自身の健康状態が悪くなったときには、家族の協力がなければ農業経営の継続が難しくなることが予想されます。そこで、確認させていただきます。

1点目、申請者自ら生涯にわたって農業経営を継続していく意思をお持ちでしょうか。

2点目、後継者の育成や申請者以外の農業補助者、家族

の方の協力、支援等を受けられるのでしょうか。

以上の2点についてお答えをお願いいたします。

申請人 母が申請者ということになっております。母とともに今後  
も農業経営を行っていきつもりでございます。そんな形で、  
納税猶予制度を受けたいと思っております。

議長 あと親戚の方とか、応援している方もおられますか、ごき  
ょうだいだとか。今の部会長の質問の中で、もし体の具合が  
悪くなった場合には、どなたかおられますか。

申請人 申請者が……。

議長 お2人だけで。

17番 わかりました。

議長 続きまして、金子土地利用部会長、よろしく申し上げます。  
3番 本日はお疲れさまです。

立川市農業委員会では、各市の農業委員会とともに、この  
制度が存続されるようさまざまに努力しています。申請者や  
家族の方が農地の肥培管理を適切に行わなければ、この制度  
を維持することはできなくなります。

適用申請農地は、原則として申請者自身が耕作を行う必要  
がありますが、障害を理由に、税務署と農業委員会の許可が  
あれば農地を貸すことができます。ただし、主たる従事者が  
借受人となるため、次の相続のときに、生産緑地の解除がで  
きないという覚悟が必要です。万一許可なく相対で貸し借り  
を行うと猶予が取り消されて、猶予されていた税額に対して  
利子税を加えて納付することになりますので、御注意くださ  
い。

そこで、お尋ねします。農地の全てについて申請者自身で  
肥培管理を行い、農産物の生産をしていくことについてのお  
考えをお聞かせください。

申請人 今後も母とともに農業をやり、野菜を中心に直売所で販売  
を行っていきたいと思います。納税猶予制度では人に貸して  
はいけないとか、そういうことは承知しました。

3 番 ありがとうございます。先ほど直売をやっていると聞いたので、大変だと思いますが、畑もきれいにして、いろいろなものをつくっていられます。

納税猶予制度は単に相続税の軽減を目的とするものではなく、農業経営の安定と農業経営の継続を図ることを目的として猶予されるものです。ただいま申請農地等の肥培管理や耕作を適切に行い、農業経営を生涯行うことを約束していただきましたので、体に気をつけて、ぜひよろしくお願ひします。

議長 ほかの委員で何か御質問があればお受けいたします。ございませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質疑がないものと認め、私から申請人の方にお願ひがありますので、お聞きください。

今、両部会長からいろいろ御質問させていただきました。相続税納税猶予というのは、単に税金を猶予していただくだけのものではなくて、農業を継続していただき、緑を残していただくために重要なものでございますので、ぜひこれからも体に十分気をつけていただきまして、お母さんも高齢でございますので、お母さんもサポートしていただきまして、耕作していただければと思います。

今、両者が質問したことがこの封筒の中に書いてありますので、相続税納税猶予というものはこういうことなんだということを、また御家族でよく読んでいただきまして、再確認をしていただきたいと思います。3年に一度、税務署のほうから提出する書類が来まして、それにいろいろ書いていただくようになっております。その前に現地調査がありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

今日はどうもありがとうございました。

〔申請人 退席〕

議長 それでは、議案第1号、相続税の納税猶予に関する適格者

証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 全員挙手と認め、証明することに決めます。

次に、議案第2号、引続き農業経営を行っている旨の証明について、今回は6件を議題とさせていただきます。

事務局より説明をお願いいたします。次長。

次長 続いて、議案第2号、引続き農業経営を行っている旨の証明につきまして、私のほうから説明いたします。

現地調査を8月15日、申請者の立ち会いのもとに、会長、横幕委員、馬場委員、山下委員、粕谷久敬委員、岩田委員、事務局で行いましたので、調査結果を報告いたします。

今回は6件でございます。番号に沿って御説明いたします。

なお、1番・2番は、親子で同一世帯からの申請ですので、まとめて御説明いたします。

議案第2号の1と2、農地等の相続人の住所・氏名については記載のとおりでございます。

特例農地については、番号1が砂川町6丁目の3筆、番号2が砂川町6丁目の1筆と柏町2丁目の2筆となります。

略図1をご覧ください。

略図1は玉川上水千手橋上流に上水の南側に接するように南北に広がる農地で、カボチャ、ナス、キュウリ、ラッカセイ、エダマメ、ササゲなどの収穫をほぼ終え、冬野菜の作付けのために耕うん整地されておりました。

略図2をご覧ください。略図2-1ですが、自宅南側に隣接する農地で、育苗用ハウスのほか、ニンジン、キャベツ、ダイコンなどが作付けされ、ウドの地下むろも確認できました。

1枚おめくりいただいて、略図2-2をご覧ください。略図2-2は玉川上水と西武拝島線に挟まれた農地で、ネギ、サトイモ、ゴボウ、キャベツが植え付けられておりま

した。

肥培管理は、いずれも良好でした。

農業従事者は、申請者本人親子でございます。

議案第2号の3、農地等の相続人の住所・氏名については記載のとおりでございます。

特例農地については上砂町2丁目の2筆。

略図3をご覧ください。略図3は流泉寺の西側に自宅を挟んで南北に位置する農地で、クリ、ウメ、カキ、ブルーベリー等が栽培されておりました。

概ね肥培管理は良好でした。

生産物は、自家消費用とのことでした。

農業従事者は、申請者と娘さんでございます。

議案第2号の4、農地等の相続人の住所・氏名については記載のとおりでございます。

特例農地については上砂町3丁目の6筆。

略図4をご覧ください。略図4は五日市街道に接する自宅の南側に延びる農地で、東京都委託苗木のほか、育苗用ハウスや露地につる性の植物、グランドカバー、キンメツゲ、レッドロビンなど多品種の花弁や植木を生産しておりました。また、自家消費用にサトイモ、ネギ、トマトなどの野菜の作付けもありました。訪問時に急な雨があったため、畑の中を車両で縦断いたしました。3年前の適格者証明の交付時と特に変化は見られませんでした。

農業従事者は、申請者と娘さんで、肥培管理は良好でした。

議案第2号の5、農地等の相続人の住所・氏名については記載のとおりでございます。

特例農地については西砂町5丁目の1筆。

略図5をご覧ください。略図5は五日市街道の花弁市場の奥の農地で、夏野菜やサトイモなどが作付けされておりました。

農作物は、みの一れ立川に出荷しているとのことでした。  
肥培管理は良好でした。

農業従事者は、申請者本人夫婦と子ども夫婦でございます。

議案第2号の6、農地等の相続人の住所・氏名については記載のとおりでございます。

特例農地については西砂町4丁目の3筆。

略図6をご覧ください。略図6は自宅の豚舎のさらに北側に位置する農地で、ナス、トウガン、トウモロコシ、サツマイモ、サトイモなど多品種の野菜が作付けされておりました。

生産物は、主に自家消費とのことでした。

肥培管理は良好でした。

農業従事者は、申請者本人夫婦と母親でございます。

説明は以上でございます。

議長 それでは、調査を担当された委員から補足説明をお願いいたします。補足説明、番号1と2は馬場委員と横幕委員。番号3と4は山下委員と横幕委員。番号5を粕谷久敬委員と横幕委員。番号6を岩田委員と横幕委員。順番にいきたいと思います。

番号1と2を馬場委員、お願いいたします。

16番 この方は広い面積をお持ちなんですけれども、大変几帳面な方で、本人と息子とボランティアさんを2～3人使っています。その5人で本当にきれいに広大な面積をローテーションで回しているということで、肥培管理も良好だし、悪いところは見当たりません。

このほかにも、また多摩開墾のほうにも2反借りているということですので、本当に一生懸命やっている方なので、全然問題はございません。

以上です。

議長 続きまして、横幕委員、お願いいたします。

9 番 とてもきれいな畑で、本当に感動するぐらいきれいな畑を見せてもらいました。お母さんは80歳だということですが、でも、まだ現役で頑張っておられて、そこで農業を始めて40数年ということですので、買いに来るお客さんのほうも世代交代しているというところがおもしろかったですね。

番号2のところには直売所があるんですけど、朝の通勤・通学の時間帯に売り切ってしまうということで、大変早い時間帯に直売を終えるという話も伺いました。

とにかくきれいな畑で感動しました。

議長 続きまして、番号3と4を山下委員、お願いいたします。

7 番 番号3の方は、カキとかブルーベリー、ウメ、パッと見は庭にいるような感じの畑だったんですけど、肥培管理も概ね良好ということでした。ブロックの脇に石か何かを積んであって、これはちょっとと言いましたところ、そこに昔は水路があったということで、そこは外していますということでございました。

続きまして、番号4の方は、略図4を見ていただければと思いますが、家の南側にそのまま長く畑がございまして、ビニールハウスが8棟か9棟ぐらいありまして、植木のポット苗の生産をメインにやっておられます。ハウスの外には少しサトイモ等の野菜が植えてありました。肥培管理も良好でございました。

以上でございます。

議長 続きまして、横幕委員、お願いいたします。

9 番 番号3の方ですけど、流泉寺のお墓と隣接しているので、ちょっと境の塀が危ないなという話もありましたが、梅雨の間、長雨だったので、なかなか草がとれなかったというお話もしておられました。

特に肥培管理等については問題のあるところはなかったと思います。

議長 次に、番号5を粕谷久敬委員、お願いします。

1 2 番 五日市街道から奥まった自宅の北側にある農地として、先ほど事務局からお話のあったとおり、サトイモやカボチャなどが植え付けてありました。また、秋に向けて、空いている農地については耕うんしてあって、肥培管理の行き届いた畑だと思いました。

以上です。

議長 続きまして、横幕委員、お願いいたします。

9 番 特に問題はないと思います。

議長 続きまして、番号6を岩田委員、お願いいたします。

1 1 番 この圃場は、自宅の北側に豚舎がありまして、その北側が農地になっています。養豚業が中心で、今、豚を300頭ほど飼育しているということです。その傍らで、自家消費用の野菜を生産しております。管理は良好です。

境界は、一部確認できないところがありましたが、自宅と圃場、豚舎との境界は明確でした。

以上です。

議長 続きまして、横幕委員、お願いいたします。

9 番 特に問題はありませんでした。

議長 ただいま説明のありました件について、何か御質問等があればお願いいたします。梅田委員。

1 7 番 つまらないことなんですけれども、番号3の方は、本来は自分の担当の地域なんですけれども、住所がこの方は上砂町なんですか。流泉寺の隣なんですけれども。西のほうまでつながっているのではないかと思うんですが、上砂町なんですか。

主査 御本人が上砂町2丁目とっておりました。流泉寺のところが砂川町と上砂町に分かれるところなんです。上砂町2丁目というのは間違いはないのではないかと思います。

1 7 番 わかりました。

議長 ほかにございませんか。

……質疑なしの声

議長　それでは、質疑がないものと認め、採決に移ります。議案第2号、引続き農業経営を行っている旨の証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長　全員挙手と認め、証明することに決めます。

本日の審議予定はこれで終了でございますが、質問などがありましたらお願いいたします。

……質疑なしの声

議長　質問がないようであれば、次回の総会は9月25日水曜日、午後3時から208・209会議室となっておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は、慎重審議をしていただきまして、ありがとうございました。

この後、暫時休憩を10分とりたいと思います。この時計で3時45分までにまた戻ってきていただければと思います。

全員協議会が始まる前に、都市計画課のほうからお越しいただきまして、冒頭に言いましたように、進捗状況並びに今後の課題のお話をさせていただきたいと思います。何かございましたら、質問していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

午後3時37分　閉会

以上のとおり会議の顛末を記録して、相違ないことを  
証するため、署名捺印する。

農業委員会議長

議事録署名委員

議事録署名委員